

○医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について

平成17年3月17日

税第423号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について(昭和51.8.20 税第102号(以下「旧通達」という。))の通達は廃止しますが、標記の通達を適用して課税標準額を算定すべき平成17年4月1日以後に開始する事業年度分の事業税について、旧通達の規定に基づき課税標準額を算定して確定申告がなされた場合には、旧通達の例により取り扱うこととしてください。

別紙

医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について

医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定については、次により行うものとする。ただし、当分の間は、この通達による廃止前の医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について(昭和51.8.20 税第102号)の通達の例により課税標準額を算定することができるものとする。

1 医療法人等の範囲

医療法人等の範囲には、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第1項ただし書に規定する医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会のほか、医療事業を行う法第72条の5第1項各号に掲げる法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものが含まれるものであること。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所得金額 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式別表5⑯の欄に記載すべき金額をいう。
- (2) 社会保険診療に係る収入金額 法第72条の23第1項ただし書きの規定により、所得金額の計算上益金の額に算入される給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受けた金額(社会保険診療に係る診療報酬の審査によって生ずる査定損益の金額で、申告に係る事業年度内に当該査定損益に係る通知があったものを含む。)をいう。
- (3) 医療事業等に係る収入金額 所得金額の計算上益金の額に算入する金額で、医療の対価の金額及び医療事業に付随して生ずる収入金額をいう。

3 医療事業のみを行っている医療法人等の取扱い

(1) 課税標準額の算定方法

医療事業のみを行っている医療法人等(所得金額に土地、土地の上に存する権利及び

建物(以下「土地等」という。)の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益が含まれる場合の当該所得金額を課税標準額の算定の基礎とする医療事業のみを行っている医療法人等を除く。以下同じ。)については、次の計算式により課税標準額を算定する。

なお、次の計算式中、社会保険診療に係る収入金額を医療事業等に係る収入金額で除して得た数値に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

所得金額－所得金額×(社会保険診療に係る収入金額／医療事業等に係る収入金額)

(2) 社会保険診療に係る収入金額についての留意事項

社会保険診療に係る収入金額は、当該金額を預金等したことにより付される利子等の金額並びに労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に基づき支払を受ける保険給付及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定に基づき支払を受ける補償給付に係る金額を含まないものであること。

(3) 医療事業等に係る収入金額についての留意事項

医療事業等に係る収入金額は、医療の対価の金額のほか、医療事業に付随して生ずる受取利息、補助金、不用品売却収入に係る収入金額を含むものであり、医療事業のみを行っている法人にあっては、所得金額の計算上益金に算入するすべての金額と一致すべきものであること。なお、その算定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第42条及び第47条に規定する圧縮記帳の対象とされる国庫補助金等及び保険金等の金額 当該金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を医療事業等に係る収入金額に算入する。

イ 補助金及び助成金(アに該当するものを除く。) 当該補助金及び助成金の収入金額から当該補助及び助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下である場合は零とする。)を医療事業等に係る収入金額に算入する。

ウ 生命保険金、損害保険金その他これに類するもの(以下「保険金等」という。)の金額(アに該当するものを除く。) 保険金等の金額から当該保険金等に係る事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下である場合は零とする。)を医療事業等に係る収入金額に算入する。

エ 従業員から受け取る給食収入 当該給食収入に係る給食の材料費相当額を控除した金額(当該金額が零以下である場合は零とする。)を医療事業等に係る収入金額に算入する。

オ 各種引当金及び準備金の戻入額 医療事業等に係る収入金額に算入しない。

4 医療事業と医療事業以外の事業を併せて行っている医療法人等の取扱い

(1) 課税標準額の算定方法

医療事業と医療事業以外の事業を併せて行っている医療法人等(所得金額に土地等

の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益が含まれる場合の当該所得金額を課税標準額の算定の基礎とする医療事業のみを行っている医療法人等を含む。)については、所得金額を医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額(土地等の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益を含む。以下同じ。)とに区分した上で、次の計算式により課税標準額を算定する。

なお、次の計算式中、社会保険診療に係る収入金額を医療事業等に係る収入金額で除して得た数値に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

所得金額－医療事業に係る所得金額×(社会保険診療に係る収入金額／医療事業等に係る収入金額)

(2) 所得金額が区分されていない場合の取扱い

所得金額が医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額に区分されていない場合は、所得金額をそれぞれの事業に係る売上金額(医療事業と医療事業以外の事業の差益率が著しく異なる場合は、それぞれの事業に係る差益)の割合によってあん分し、医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額とに区分するものとする。

(3) 医療事業以外の事業が軽微なものである場合の取扱い

医療事業以外の事業に係る売上金額が、医療事業に係る売上金額のおおむね1割程度である場合など、社会通念上独立した事業部門と認められない程度のものであるときは、所得金額を区分することは要せず、3に準じて課税標準額を算定して差し支えないものとする。

(4) 医療事業以外の事業に係る所得金額に算入する土地等の譲渡益の金額

土地等の譲渡益について、法人税法第50条及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3章第6節に規定する圧縮記帳等により損金の額に算入された金額がある場合は、当該土地等の譲渡益の金額から当該損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を医療事業以外の事業に係る所得金額に算入する。

5 租税特別措置法第67条の規定を適用した場合の取扱い

医療法人等が、法人税の課税標準額となる所得の算定において、租税特別措置法第67条第1項の規定を適用した場合は、次の算式により課税標準額を算定するものとする。

所得金額－(社会保険診療に係る収入金額－租税特別措置法第67条第1項の規定により損金に算入された額)

6 その他

申告書には5の場合を除き、医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書(別記様式)の添付を要するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行し、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分の事業税から適用する。

附 則(平成19年税第417号)

この通達は、通知の日から施行し、同日以後に終了する事業年度分の事業税について適用する。

附 則(平成20年税第223号)

この通達は、通知の日から施行し、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分の事業税について適用する。

附 則(平成23年課税第11号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成24年課税第195号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年課税第185号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成28年課税第183号)

この通達は、通知の日から施行する。

別記様式

医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書

1 所得の区分計算		度	・	・	法人名 事業年 から まで
科目		金額			備考
所得金額		①	円		
医療事業と医療 事業以外の事業 を併せて行う場 合の所得の区分	医療事業以外の 事業に係る所得 金額	②	※1		
	医療事業に係る	③			

	所得金額 ①— ②			
社会保険診療に係る所得金額 ① × G又は③× G		④		1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。
課税所得金額 ①—④		⑤		
欠損金又は災害損失金の当期控除額		⑥		
法人事業税の課税標準となる所得金額 ⑤—⑥		⑦		委託事業に係る所得金額がない場合は、この欄の金額を省令第6号様式◆欄に転記してください。
委託事業に係る所得金額 ⑤× ◆		⑧		正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零としてください。
所得金額差引計 ⑦—⑧		⑨		委託事業に係る所得金額がある場合は、この欄の金額を省令第6号様式◆欄に転記してください。

※1 土地等の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益その他これに類するものがあるときは、その額を含めて計上してください。

(計算の基礎とする収入金額の計算)

科目	金額	備考
社会保険診療に係る収入金額	A	円

その他の収入金額		B		
	自由診療収入			
	労災保険診療収入			
	社会保険診療に該当しない介護保険収入		※2	
	その他診療等に係る収入	C		
	委託事業に係る収入	D		
	受取利息等			
	雑収入	E	※3	
医療事業等に係る収入金額 (A+B)		F		
あん分率 (A/F)		G		小数点第4位未満は切り上げてください。

※2 社会保険診療に該当しない介護保険収入について

介護保険法の規定に基づくサービスのうち社会保険診療に該当しないサービスの収入金額を計上してください。

※3 雑収入について

① 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等及び保険金等については、当該金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を計上してください。

② 補助金・助成金については、補助・助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。

③ 保険金等の金額については、保険金等の金額から事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。

④ 従業員から受け取る給食収入は、当該給食収入に係る給食の材料費相当額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。

⑤ 各種引当金及び準備金の戻入額は収入金額には含めないでください。

2 基準法人所得割額の計算

この表は委託事業に係る減免の適用を受ける法人が、地方法人特別税の基準法人所得割額を計算するためのものです(⑧欄に金額のある法人のみ記載)。

摘要		所得割の課税標準	(◆)	基準法人所得割額
所得金額総額 (「1 所得の区分計算」の⑦の欄の金額)	⑩	円		

年400万円以下の金額	⑪	000		円 00
年400万円を超える金額	⑫	000		00
	⑬	000		00
計 ⑪+⑫+⑬	⑭	000		00
軽減税率不適用法人 の金額	⑮	000		00

※ ⑭又は⑮の「基準法人所得割額」欄の金額を省令第6号様式◆イメージ有り◆欄(所得割に係る地方法人特別税額)の「課税標準」欄に転記してください。